

## 大紀町広報紙及びホームページへの有料広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大紀町広報紙（以下「広報」という）への広告掲載及びホームページへのバナー広告掲載について必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告内容の制限)

第2条 各種広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (5) その他、町長が適当でないとして認めたもの

### (掲載対象)

第3条 広告を掲載する広告主は、広報紙の場合は町内に本社・本店を置く事業者か、町外に本社・本店を置き、町内に支店、営業所などを置く事業者に限るものとする。ホームページバナー広告はこの限りでない。

### (掲載順位)

第4条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

### (掲載位置)

第5条 広告を掲載する位置は担当課の課長が決定する。

### (掲載希望の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上、配布チラシで行う。

### (掲載申し込み方法)

第7条 広告主が広告掲載の申し込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 広報紙の場合、掲載希望広報紙発行日の1か月前（休日の場合は休み明けの平日）までに、ホームページの場合は掲載希望月の前月の1日（休日の場合は休み明けの平日）までに、有料広告掲載申込書（別記様式1）、広告原稿及び電子データを企画振興課に提出すること。

(2) 広報紙の広告原稿は紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材(電子データでも可)も提出すること。ホームページ掲載用のバナー広告については電子データのみとする。

(掲載決定までの手順)

第8条 広告主から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき企画振興課内にて審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書(別記様式2)もしくは、広告不掲載決定通知書(別記様式3)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

(広告主の責任)

第9条 広告のデザイン及び制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第10条 掲載する広告の仕様及び料金については、次の通りとする。

種類	スペース	掲載期間	掲載料	
広報紙	縦 5.0cm × 横 8.0cm	1 回	2,000 円	
ホームページ (バナー広告)	縦 60 ピクセル × 横 120 ピクセル	1 か月	町内広告者	2,000 円
			町外広告者	5,000 円
		半年間	町内広告者	10,000 円
			町外広告者	25,000 円

(広告掲載料の納入)

第11条 広告主は、広告掲載の決定の日より1週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、休日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき
- (2) 町長が正当な事由であると認めたとき

(広告掲載の取り消し)

第13条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

( 広告掲載の取り消しの禁止 )

第14条 広報紙の場合、広報発行日の10日前以降は、原則として広告掲載の取り消しはできないものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月号からの広報紙、2月からのホームページに適用し、公布の日から施行する。(平成18年6月1日に改訂)